

越谷東  
ロータリークラブ  
創立1987年5月18日

2024～2025年度 越谷東ロータリークラブ運営方針  
「共に前進～未来に向かって」  
Let's Walk Forward ~ Heading to the Future

2024～2025年度 国際ロータリー第2770地区運営方針：未来を見据えて変化しよう -多様性を力に-

Rotary

ロータリーの  
マジック

Weekly Report

〈事務局〉〒343-0813 越谷市越ヶ谷3-7-1 (NTT東日本 越谷ビル2F)  
TEL.048-965-2037 FAX.048-965-2011  
http://www.koshigayahigashi-rc.org/  
E-mail:info@koshigayahigashi-rc.org

会長：北林 隆一  
幹事：畔上 順平

〈例会日〉毎週木曜日 12:30～13:30

## 第1819回 例会 令和7年2月20日(木)

司会：会場運営委員会/霜鳥 正隆 委員  
会報No.1595号/担当：委員一同

会員数：75名/出席率：58.0%

### 平和と紛争予防/紛争解決月間

### ビジター・ゲスト

#### 元中央即応集団司令官



かわまた ひろみち  
川又 弘道 様

#### プログラム

- ◆開会点鐘 会長 北林 隆一
- ◆ロータリーソング・クラブソング斉唱
- ◆ビジター・ゲスト紹介 会長 北林 隆一
- ◆会長挨拶 会長 北林 隆一
- ◆幹事報告 幹事 畔上 順平
- ◆委員会報告 各委員会
- ◆外部卓話  
卓話者紹介：プログラム委員会 委員長 加藤 盛也  
元中央即応集団司令官 かわまた ひろみち 川又 弘道様  
テーマ「紛争の予防を解決 国連の限界  
… 私たちが為すべきこと」
- ◆スマイル報告 スマイル委員会
- ◆出席報告 出席委員会
- ◆閉会点鐘 会長 北林 隆一

#### 会長挨拶

会長 北林 隆一



皆さんこんにちは。

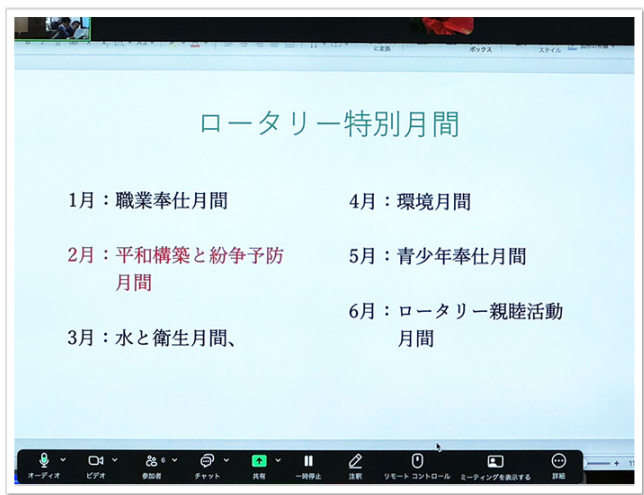
昨日、越谷東ロータリークラブの有志のメンバーによるメイクアップツアーが開催されました。あいにく私は参加できませんでしたが、今回は福岡ロータリー

クラブとのことで、浜野勧誘委員長をはじめ参加した皆様、福岡はいかがでしたでしょうか。様子などお聞かせいただければと思います。

さて、皆さんは、ロータリーにはロータリー特別月間があることはご存じでしょうか。ロータリー特別月間は、クラブだけでなく、ロータリアン一人ひとりが、ロータリーの活動に参加するよう強調するため、国際ロータリー（RI）理事会が指定した月間のことです。なお、9月と10月は、日本独自の月間テーマが設定されています。

7月：母子の健康月間
8月：会員増強・新クラブ結成推進月間、
9月：基本的教育と識字率向上月間・ロータリーの友月間
10月：地域社会の経済発展月間・米山月間
11月：ロータリー財団月間、12月：疾病予防と治療月間
1月：職業奉仕月間
2月：平和構築と紛争予防月間
3月：水と衛生月間、
4月：環境月間
5月：青少年奉仕月間
6月：ロータリー親睦活動月間

ロータリーの友もこの月間を意識した内容を都度掲載しています。こんなところも意識してみたいでしょうか。今月は、2月なので平和構築と紛争予防月間ですね。



ということで、加藤プログラム委員長の計らいで、本日は外部卓話として、川又弘道（かわまた ひろみち）様をお迎えいたしました。特別月間に因んだお話が聞

けるとと思います。川又様、本日はどうぞよろしく願います。



幹事報告

幹事 畔上 順平



幹事報告をさせていただきます。

- ・ 昨年秋の市民まつりにて行いました交通遺児募金を今年は直接持参ではなく、埼玉県へ振り込みにて行いました。今後感謝状が発行される見通しです。
- ・ 2/18に越谷ロータリークラブの公開夜間例会に出席してまいりました。放送大学名誉教授の高橋和夫さんの講演という事で、他クラブからも多くの方が参加しておりました。トランプ政権で世界はどう変わるか？について興味深いお話を聞くことが出来ました。
- ・ 南ロータリークラブからTリーグ越谷大会のお知らせです。別紙参照。

幹事報告は以上。

## 委員会報告



隅田 論司 会員



粟屋 裕二 会員

## 米山功労者（メジャードナー）表彰



(左より) 平野 武志 会員、大野 祐肇 会員

# 外部卓話

テーマ

## 「紛争の予防を解決 国連の限界…私たちが為すべきこと」

かわまた ひろみち  
元中央即応集団司令官 川又 弘道 様

### ●紹介者：プログラム委員長 加藤 盛也

みなさんこんにちは。  
本日卓話をしていただく講師の川又弘道様のプロフィールを紹介させていただきます。

- ・茨城県日立市出身
- ・昭和56年3月 防衛大学校25期卒業、同年 陸上自衛隊に幹部候補生として入隊。
- ・その後自衛隊駐屯地の勤務、外務省、防衛庁出向を経て、平成15年10月第4次東ティモール派遣施設群長（PKO）として赴任し、東ティモール独立後の支援活動に従事。その後各地の駐屯地で団長、中央即応集団司令官を務め平成28年7月1日に退官をされました。退官後はトヨタ自動車、団体顧問を務め今日に至ります。

私は川又さんとNPO法人で活動を共にして、2年前には一緒に東ティモールへ事業視察に行かせていただきました。

ロータリーの2月月間テーマ「平和と紛争予防／紛争解決」に相応しい卓話者として本日お越しいただきました。



本日はこのような機会をいただきありがとうございます。

私は元陸上自衛隊中央即応集団司令官の川又です。

これから「紛争の予防と解決…国連の限界、私たちが為すべきこと」というテーマでお話しを進めたいと思います。

国家間の紛争の予防と解決は国際法に則って行われるのが基本です。

私自身は自衛官として紛争の予防という観点からは抑止力の造成という防衛力の整備にかかわり、紛争の解決としては主に国連平和維持活動にかかわってきましたが、国際法の専門家ではありません。

ですから卓話を引受けるにあたり私自身と知識の整理を兼ねて改めて紛争の予防と解決について紐解いてみました。

今日の卓話では、先ず欧州における主権国家誕生から絶えない国家間の紛争に対して、その予防と解決のために失敗と試行錯誤を繰り返しながら様々な取り組みが行われてきたことを振り返ります。

そして、先の第二次世界大戦の惨禍を繰り返さないために創設された国際連合の役割や機能、特に国連平和維持活動について詳しくお話ししたいと思います。



### 今日お話しすること



- ・ 紛争の予防と解決
- ・ 国際連合の創設
- ・ 国際の平和と安全の維持
- ・ 複合型平和維持活動と統合アプローチ
- ・ 国連の限界
- ・ 他国の指導者は悪人
- ・ 私たちが為すべきこと




皆様方には、私の話を聞いていく中で、国際連合


といえども国家間の紛争の予防と解決という課題に対して脆いことをご理解いただくことになるとと思います。

最後に、国家としての紛争の予防と解決に向けての努力とは別に、我々一人一人が何を為すべきかについて皆様方と共に考えてみたいと思います。

短い時間ですが宜しくお願いします。



## 紛争の予防と解決



- **紛争とは**  
個人や集団の間で、**対立する利益（価値）に起因する行動や緊張状態**。一般に一方の利益が他方の損失となる。
- **紛争の原因**
  - ・ 民族、宗教、イデオロギー（主義）、境界問題、経済格差
  - ・ 産業資源（エネルギー、鉱物）、食料、水、環境汚染
- **予防と解決**
  - ・ **外交交渉**（2国間、多国間）
  - ・ 第3国による**非裁判的手続き**（周旋、仲介、審査、調停）
  - ・ **国際仲裁裁判**（非常設、紛争当事者間の合意に基づき設立）
  - ・ **国際司法裁判所（ICJ）**  
常設。法的拘束力があり不履行の際は国連安保理に提訴できる

ご存知のように争いは国家間のみならず日々の私たちの生活でも起こります。

どのような場合に争いになるのかを考えてみると、紛争とは「個人や集団の間で、対立する利益や価値に起因する行動や緊張状態であり、一般に一方の利益が他方の損失となる」と定義できるのではないのでしょうか。

さて今日のテーマは国家間の紛争の予防と解決ですので、人類の歴史の中で紛争の原因となったものを列挙してみました。

それらは民族や宗教の違い、イデオロギー（主義・思想）の違い、境界（国境）問題、経済格差、産業資源（エネルギー、鉱物）の偏在、食料や水の確保、そして環境汚染など

では紛争の予防と解決にはどのような方法があるのでしょうか。

一つは、当事者間の外交交渉であり2国間で行われたり多国間で行われたりします。

一つは、当事者以外の第3国による周旋、仲介、審査或は調停などの非裁判的な手続き

一つは、当事者間の合意に基づいて設立される国際仲裁裁判

最後に、常設の国際司法裁判所への提訴です。



判決には法的拘束力があり不履行の際には国連安全保障理事会に提訴できます。

これらの方法が用意されていても現実には紛争が戦争に発展することを予防できていません。

ここで少し歴史を振り返ってみたいと思います。

欧州における30年戦争によって神聖ローマ帝国による封建的支配は崩壊し、1648年に戦争終結のための講和条約として結ばれたウェストファリア条約によって、領土・領民に対する排他的統治権と対外的に独立した外交権を持つ領邦国家、いわゆる主権国家が誕生します。

またウェストファリア条約は、西欧における国家と国家の関係を律し主権国家間の利害対立による戦争回避のためのルールを定めた国際法でもあります。

主権国家間の利害を調整できない場合、ウェストファリア条約では戦争を回避、抑止する手段として、ある国家だけが絶大な力を持つことがないように同盟関係を築いて、国家間の力の均衡（バランス・オブ・パワー）を図ることを認めています。

欧州諸国が海外に植民地を求め拡大する帝国主義の時代になると、欧州外での権益に関連する紛争などがしばしば起きるようになり新たな解決策が求められるようになり、1899年に国際紛争処理条約がハーグ平和会議にて締結されます。

この条約では、それ以前から国際紛争解決のため行われていた周旋、仲介、仲裁裁判の手續を整備するとともに、紛争当事国の合意により事実関係の調査を行う国際審査の制度を定めています。また、仲裁裁判の利用を容易にするため常設仲裁裁判所がハーグに創設されました。

しかし、これら努力も虚しく1914年に第一次世

界大戦が勃発し欧州を中心に甚大な人的、物的、経済的損害が発生しました。戦争は1918年11月に休戦となり、翌年のパリ講和会議にて終結しました。

世界大戦の反省として、ウィルソン米大統領の提唱で歴史上初めて世界の平和維持と国際協力を目的とした国際平和機構として42カ国からなる国際連盟が1920年に設立されました。しかしアメリカは、欧州での戦争に巻き込まれることを懸念した議会が条約を批准せず加盟していません。

国際連盟は理事会、総会、事務局、各種委員会で構成され、理事会には紛争に強制的に介入して審査、調停、仲介を行う権限が付与されています。ただ理事会、総会での議決はともに全会一致が原則であり機動的な意思決定は難しく、戦争を行った国に対する制裁手段は経済制裁のみでした。

せっかく設立された国際連盟も1933年に日本とドイツが、1937年にイタリアが脱退し、1939年にはソ連がフィンランドに戦争を仕掛けたとして除名になるなど弱体化し、結果として第二次世界大戦が起きることとなります。

現在、国家間の紛争や戦争犯罪を扱う常設の国

## 紛争の予防と解決

国家間の紛争・戦争犯罪を扱う常設の国際裁判所

裁判所名	英語略称	設置機関・国	活動開始年
常設仲裁裁判所	P C A	国際紛争処理条約	1899年
国際司法裁判所	I C J	国際連合	1946年
WTO紛争解決機関	D S B	世界貿易機構	1994年
国際海洋法裁判所	I T L O S	国際海洋法条約	1996年
国際刑事裁判所	I C C	国際刑事裁判所規定	2003年

際裁判所を整理してみました。

常設仲裁裁判所は1899年に国際紛争処理条約に基づき設立されました。権限・役割については既に説明したとおりです。

国際司法裁判所は1946年に国際連合の設立に際し下部機関として設けられ判決については法的拘束力があることは説明したとおりです。

世界貿易機構には下部機関として貿易に関する紛争を扱うWTO紛争解決機関が1994年に設置され

ています。

また国際海洋法条約に基づき大陸棚問題や排他的経済水域の問題などを海洋における紛争を扱う国際海洋法裁判所が1996年から活動を始めています。

国際刑事裁判所は常設の裁判所で、国際社会全体の関心事であるもっとも重大な犯罪、すなわち集団殺害犯罪、人道に対する罪、戦争犯罪、侵略の罪に問われる個人を訴追する目的で2003年に国際刑事裁判所規定に基づき設立されています。

最近では、ウクライナ紛争に関連してロシアのプーチン大統領に、パレスチナの紛争に関連してイスラエルのネタニヤフ首相とガラント国防相、そしてガザを事実上統治しているハマスの指導者3名に対して国際刑事裁判所が逮捕状を請求しています。

なお国際刑事裁判所は逮捕状を発布できませんが令状を執行する警察機能がないため加盟国がその命令を執行することに依存しているのが実情です。

次は国際連合についてお話しします。

## 国際連合の創設

- **国連 (United Nations) の成り立ち**  
第二次世界大戦を防げなかった国際連盟の反省を踏まえ連合 (United Nations) を中心に「**戦争の惨害から将来の世代を救う**」ため1945年10月24日に51カ国で設立 (2024年6月現在193カ国)
- **国連の目的 (憲章第1条)**
  - 国際の平和と安全の維持
  - 諸国間の友好関係の発展
  - 経済的・社会的・文化的・人道的な国際協力

国際連合 (United Nations) は、国際連合憲章の下、1945年に設立された国際機関で、第二次世界大戦を防げなかった国際連盟の反省を踏まえ、1945年10月24日、51カ国の加盟国で設立されました。国連の目的は、国連憲章1条に定められていて、次の3つとなります。

- ①国際平和と安全の維持
- ②諸国間の友好関係の発展
- ③経済的・社会的・文化的・人道的な国際問題の解決のため、および人権・基本的自由の助長のための国際協力

英語表記の「United Nations」は、第二次世

界大戦中の枢軸国（日本、ドイツ、イタリアなど）に対していた連合国が自陣営を指す言葉として使用されていたものですが、日本では戦時中の連合国と区別して「国際連合」と呼んでいます。

2022年9月現在の加盟国は193か国であり最新の加盟国は2011年に独立を果たした南スーダンです。国際連合は、敵国条項が存在するなど第二次世界大戦の戦勝国の色彩が強いものの、最も広範かつ一般的な権限と、普遍性を有する組織であると言えます。



## 国際の平和と安全の維持

➤ **誰が責任を担うのか？**

- **安全保障理事会（安保理）が担う**
- 理事会は常任5カ国（米、英、仏、露、中）と非常任10カ国で構成
- 決議は**全常任国を含む9カ国以上の賛成で成立**。
- 安保理決議には**法的拘束力**
- 一方で、総会決議は**勧告扱い**。

安保理決議の過程

理事国 15 ヶ国にて話し合う  
（常任理事国5ヶ国、非常任理事国10ヶ国）

↓  
※常任理事国は永久に理事国、非常任理事国は任期2年

9カ国以上が賛成で可決  
※常任理事国が1国でも反対するとその決議は否決  
※非常任理事国の拒否権

↓  
国連加盟国 193 ヶ国は、その決議に**必ず従う**。  
※安保理の決議には法的拘束力がある



国連の最も大事な目的が最初に掲げられている「国際の平和と安全の維持」であり、そのことを達成するために国連憲章では、国連安全保障理事会（安保理）にその責務を負わせています。安保理は米、英、仏、露及び中の常任理事国と2年が任期の10カ国で構成され3分の2以上の賛成で議事が成立しますが、常任理事国の1カ国でも反対すれば決議は否決されます。これをいわゆる拒否権と言います。


国連の中で履行義務を伴う決定をなし得るのは安保理のみで、総会の決議はあくまで勧告的なものにとどまります。国連創設50周年を機に始まった国連改革の議論では、安保理の構成や拒否権の扱いが一つの焦点になっていますが、これも常任理事国全ての同意なしには行えないという現実があります。

次に国連憲章では国際の平和と安定のためにどのような手段を規定しているか、確認したいと思います。

第一は、「紛争の平和的な解決」で憲章第6章に記述されています。

第二は、憲章第7章において「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動として、具

体的には経済制裁や武器禁輸及び渡航の制限さらには集団的軍事行動等の強制措置」が記述されています。



## 国際の平和と安全の維持

➤ **平和と安全を維持するための手段は？**

- **平和的解決（憲章第6章）**  
交渉、仲介、調停、裁判などによる和解
- **強制的な措置（憲章第7章）**  
【非軍事的措置】  
軍隊を使わない経済制裁、武器の禁輸、渡航の制限等  
【軍事的措置】  
国連が指揮する軍隊による示威、封鎖、その他の行動
- **地域的取極及び地域機関の関与（憲章第8章）**  
欧州安全保障協力機構、アフリカ連合、東南アジア諸国連合

ここで少し話は逸れますが、国連は第二次世界大戦の連合国が母体であるため、憲章第53条には、第二次世界大戦の枢軸国側が侵略行動を行った場合には、安保理の議決に基づかず強制行動がとれるという規定があり、また107条では旧敵国に対する行動は国連憲章に拘束されないという規定があります。つまり日本やドイツに対しては何をしても良いというものです。この二つの条項と敵国という語を含む第77条は、1995年の国連総会で「敵国条項はすでに死文化しており憲章改正の際には削除する」という内容を含む決議が圧倒的な賛成で採択されています。また2005年9月15日には国連サミットの成果文書でも「敵国条項の削除を決意する」と書かれています。ただし、憲章改正には総会での3分の2以上の賛成および、常任理事国での決議、そして3分の2以上の加盟国による批准措置が必要ですが、常任理事国の追加問題なども絡んでいるため憲章の改正には至っていません。

第三としては、「国際の平和と安全の維持への地域的な取り決めと地域機関の関与」について第8章で定めています。

地域的取り決めとしては、例えば欧州安全保障協力機構（OSCE: Organization of Security and Co-operation in Europe）という北米、欧州及び中央アジアの57カ国が加盟する世界最大の地域安全保障機構があります。この機構は旧ユーゴの分裂に伴う紛争やロシアによるグルジア侵攻の際

に監視要員等を派遣したりしています。

他にはアフリカにおけるアフリカ連合（OAU）、アジアにおける東南アジア諸国連合（ASEAN）も地域機関との位置付けにあります。



## 国際の平和と安全の維持

➤ **平和維持活動（PKO:Peace Keeping Operation）の誕生**

- 米国とソ連（現ロシア）の対立、いわゆる冷戦が生起  
➔ 国連の力による国家間の紛争解決を困難に
- 第一次中東戦争（1948年）後に総会の決議で国連休戦監視機構設立
- 根拠が無く実際の慣行を積み重ね発展（憲章6章半）
- **三原則：同意、中立、自衛及び任務妨害以外への武力不行使**

➤ **PKOのコアビジネス（中心的な役割）**

- 紛争当事者の合意に基づき、停戦や軍の撤退監視等
- 対話による紛争解決の支援
- 緩衝や信頼醸成措置として介在

※ PKOの仕事は軍人の仕事ではない。しかし軍人にしかできない仕事である（ダグ・ハマーショルド）



国連による平和維持活動、PKOは米ソの対立、いわゆる冷戦によって安保理が機能不全に陥り、国家間の紛争を第7章の強制的措置で解決することが困難となっている中で、地域的な紛争の悪化を防ぐため、憲章に規定はないものの国連による平和維持の実践として1948年の第一次中東戦争（イスラエルの独立とそれを阻もうとするアラブ諸国との間の戦争）後の休戦監視のための軍事要員の派遣に始まりました。

冷戦期のPKOは停戦を維持させ情勢を安定化させることによって、政治レベルでの紛争解決が図れる環境作りに限られましたが、PKOの実施は主に安保理決議によって実際の慣行を通じて行われてきていて、その過程でPKOを展開するための「紛争当事者の同意」、「中立」及び「自衛及び任務妨害以外への武力不行使」という三原則が生まれました。また、例外的に第一次国連緊急軍のように総会決議（平和のための結集決議）の勧告に基づいて行われたこともあります。

PKOは憲章第6章と第7章の中間の活動として認識され、スウェーデン出身の第2代国連事務総長ダグ・ハマーショルドは「PKOの仕事は軍人の仕事ではない。しかし、軍人にしかできない仕事である」と述べています。

これは当事国の軍隊が対峙する中に割って入り活動するため、軍事、具体的に言えば戦略、作戦、

戦術や戦闘、兵器の性能や運用に関する知識や経験が無ければ為し得ないからです。

国連平和維持活動も国際紛争の変化にあわせ進化、変容してきました。

第一世代と言われる従来型のPKOでは停戦または非武装（緩衝）地帯に関する当事者の公約順守について監視、報告し、違反の申し立てを調査することにより、各当事者に対し、他方の当事者が停戦を利用して軍事的な優位に立とうとすることはないという安心感をあたえます。一方で通常は、紛争解決に向けた政治的取り組みには直接かかりません。長期的な政治決着に努めるのは、当事者との直接のパイプを有する国や地域機関、さらには国連の派遣する特使です。そのため従来型のPKOは当事者間の恒久的な政治的解決が図られるまでに、数十年間にわたり展開する場合があります。ゴラン高原、サイプラス及びカシミールにおけるPKOがこの伝統的なPKOになります。



## 平和維持活動の進化

- **第一世代**（伝統的：停戦監視等）
- **第二世代**（複合型：平和維持及び平和構築の相互補完）
- **第三世代**（平和執行：破綻国家に対し軍事力で平和を強制）
- **第四世代**（強化複合型：文民保護のため重装備の活動）

**第一、第二世代イメージ**



**第三、第四世代イメージ**



1989年の冷戦終結により、国家間の紛争が減少する一方で、冷戦間に封じ込められていた民族、宗教、経済格差、資源を起因とする内戦型の紛争が多発しています。また冷戦の終結は常任理事国間の協調を可能にする等PKOの戦略的な背景を一変させ、安保理は地域紛争の封じ込めと平和的解決の促進により積極的に努めるようになりました。そして1992年1月に当時のガリ国連事務総長は国際平和を強化するために国連が実施すべき政策について「平和への課題（An Agenda for Peace）」という報告を取りまとめ、その中で、予防外交、平和創造、平和維持、平和構築及び平和執行という概



念で提言しました。提言では、包括的な取り組みの必要性を訴えており、このような平和維持活動は第二世代と呼ばれていますが、平和執行は他の概念とはことなり軍事力をもって平和を強制する活動であることからさらに検討を要する課題とされ第三世代のPKOと認識されています。

国連は内戦で破たん状態にあったソマリア、ユーゴ解体で民族浄化が問題となっていたボスニア・ヘルツェゴビナにおいて、ガリ事務総長が提唱した必ずしも紛争当事者の同意を必要としない力による平和の強制、いわゆる平和執行活動を試みました。それがソマリアでのUNSO MII、ボスニア・ヘルツェゴビナでのUNPROFORです。しかし、この試みはPKO要員に多くの犠牲者を出したことにより見直しを迫られました。その失敗の教訓として、ガリ事務総長は1995年の「平和への課題 追補」で

- ① 安保理、事務総長及び現地代表の各レベルでの指揮の統一及び各部隊が受ける国連と部隊提供国からの二重指揮の回避
- ② 十分な訓練と装備を施された部隊の早期展開
- ③ 高い情報能力の保持

が実現できない限り困難であると指摘し、一旦後退しました。

ガリ事務総長の後を引き継いだアナン事務総長は、これまでのPKOで部隊が戦闘に巻き込まれてきたこと、また平和維持活動のマンデート（権限）に憲章第7章が援用されるようになり、相手が紛争当事者であっても必要な武力の行使が認められることになったことから、PKO要員の紛争「非当事者性」を主張することが困難と認識し、1999年に「国連部隊による国際人道法の遵守」という告示を行い、国際人道法すなわちジュネーブ諸条約の遵守をPKO要員に義務付けるとともに部隊提供国に対して法の執行と違反者の処罰を求めました。つまり告示以降のPKOの要員はジュネーブ諸条約における戦闘員として扱われることを意味します。

アナン事務総長はまたUNAMIR（国連ルワンダ支援ミッション）が1994年の大虐殺を防げなかったこと、コンゴやスーダンのダルフル地方における

終わりの見えない内戦で多くの無辜の市民が犠牲になっていることなどから、アルジェリアのブラヒミ前外相を座長に世界の有識者を集め国連による平和活動を見直すための提言を求めました。2000年8月に提出された「国連平和活動に関するパネル報告書」は通称ブラヒミ報告と呼ばれ、「平和への課題（追補）」で示された課題に取り組むため、国連加盟国に対して強力な部隊の提供と、平和執行を行う上でのある程度のリスクの受容を求めました。

また報告書は従前の三原則の重要性を認めながらも次を指摘しています。

- ① 同意に関して、同意は戦闘再開までの時間稼ぎに利用されたり当事者の利益に合わない場合は容易に撤回される。
- ② 自衛及びマンデーと防衛以外の武力不行使に関しては、攻撃してくる相手にイニシアティブを与えないためにも十分な反撃が認められるべき
- ③ 中立・不偏不党（公平）性について、不偏不党（公平）性は、中立や紛争当事者を平等に扱うこととは異なり、中立は宥和政策に他ならない

その上で紛争当事者が平等であるとは限らず、加害者と被害者を峻別することは可能であり、PKOは武力行使が任務上認められるだけでなく道徳的にそれを行わなくてはならないと指摘しています。



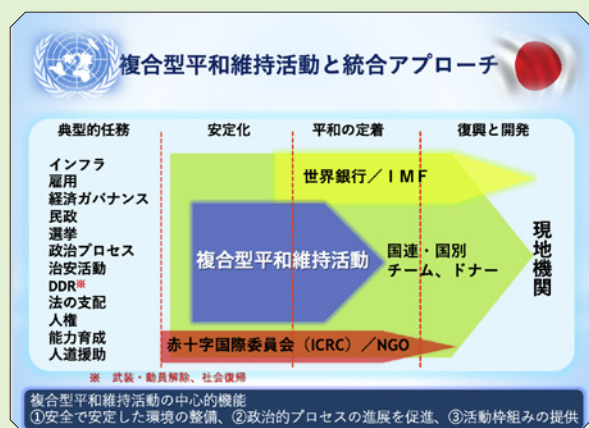
現在の国連による平和維持活動は2008年に策定された「国連平和維持活動一原則と指針」（キャップストーン・ドクトリン）に則り実施されていますが、その中で三原則は

- ①当事者の合意：主な紛争当事者による活動に対する政治レベルでの合意
- ②不偏性：紛争当事者に対するマンデートの偏りなき適用
- ③自衛及びマンデート防衛以外の武力の不行使と規定されています。

この「原則と指針」では平和と安全を守る活動である紛争予防、平和執行、平和創造、平和維持及び平和構築の全容を、図のような形で概念的に表しています。

平和維持活動を実施する中で、PKO要員の安全確保が大きな課題の一つとしてあります。

2017年12月に「PKO要員の安全向上 (Improving Security of UN Peacekeepers)」と題するレポート、いわゆるクルズレポートが出されています。レポートは1948年以降2017年までに3500人以上の要員が任務中に命を落とし、そのうち943名が武装勢力の攻撃等で命を落としていること、また2013年以降のミッションでは特にアフリカでのミッションにおいて武装勢力等の攻撃により命を落とす要員が増加傾向にあることを指摘し、対策として、ミッションが展開する地域での脅威分析を密にすることや、情報収集機能の強化、不測事態対処力の強化、展開前の要員に対する必要な訓練の実施、衛生救護体制の強化等を要求に講じるよう具申しています。



また原則と指針では、複合的で複雑化した平和活動を計画の立案から実施に至るまで統合的にすすめるとしています。

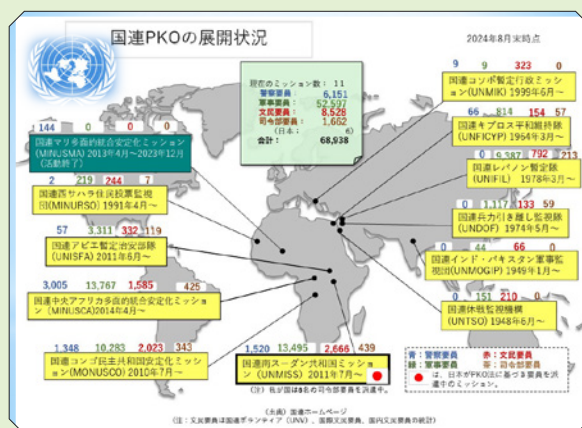
これは冷戦後の国連ミッションの任務の多様化が進むのと同時に、これら国連ミッションと人道支援

や復興・開発支援に取り組む国連システムの諸機関、さらには赤十字国際委員会や非政府機関 (NGO)、平和構築にかかわる各国のチームやドナーの活動との整合性をとる必要性が認識されたことによるものです。

複合型PKOでは、国連事務総長特別代表 (SRSG) が軍事部門 (PKF)司令官、文民警察長官、常駐調整官、人道調整官に対する権限を持って国連システム全体の相互補完的活動を推進することとされています。

複合型PKOの中心的な機能として原則と指針では

- ①法支配と人権を全面的に尊重しつつ、国家の治安維持能力を強化しながら、安全で安定した環境の整備
- ②対話と和解を促進し、正統で実効的なガバナンス機構の確立を支援することにより政治的プロセスを進展させやすくすること
- ③国連とその他の国際的な主体が国別レベルで、一貫性と調整のとれた形でそれぞれの活動を追求できるようにするための枠組みを提供すること



2024年8月現在、国連平和維持活動に警察要員、軍事要員、文民要員及び司令部要員など68,938名が各地に展開しています。日本は国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) に司令部要員6名を派遣しています。


日本は憲法で国連中心主義を唱え、安全保障理事会改革では常任理事国を目指しています。このため冷戦以降、カンボジアへの施設部隊派遣を皮切りに、ゴラン高原、モザンビーク、東ティモール、

ネパール、スーダン、ハイチ、南スーダンへ司令部要員或は部隊を派遣してきました。

ところで、現在の派遣人員数は少ないと思いませんか。そこには日本政府が説明していない理由があると思います。先にも説明しましたが1999年に「国連部隊による国際人道法の遵守」という告示を行い、国際人道法すなわちジュネーブ諸条約の遵守をPKO要員に義務付けるとともに部隊提供国に対して法の執行と違反者の処罰を求めることとなりました。

日本は憲法9条の下で、自衛隊は軍隊ではないとしています。このためジュネーブ諸条約も捕虜の取扱や文化財保護に関連するものしか国内法で整備していません。つまり軍事活動の本質的な部分は法整備されていないのです。

国連はまた部隊提供国において法整備未了である等の理由で法の執行と処罰ができない場合には国際刑事裁判所にて法の執行と処罰を行うと言っています。



## 国連の限界

何故、ロシアのウクライナ侵攻を阻止できない？


- 手段の実行には安保理の決議が必須条件
  - 紛争の平和的解決（憲章第6章）
  - 経済制裁、集団的軍事行動等の強制措置（憲章第7章）
  - 地域的取り決め及び地域機関の関与（憲章第8章）
- 常任理事国が拒否すれば安保理は機能不全に陥る
  - 全常任国を含む9カ国以上の賛成で決議が成立
  - 常任の5カ国は米、英、仏、露と中
  - 露（ロシア）が決議（案）を拒否すれば国連は何もできない
- 日本の抱える領土問題解決で国連は？
  - 北方領土（国後、択捉、歯舞、色丹）はロシアが占領
  - 沖縄県尖閣諸島は中国が領有権を主張し頻りに領海侵犯
  - **ロシアも中国も常任理事国⇒国連には期待できない。**

つまりPKOに派遣された自衛隊官が駆け付け警護などの文民保護の場面で不測の事態に陥り、とった行動の結果が国際人道法やジュネーブ条約に抵触する疑いをもたれた時に、国内法の整備が無いために当該自衛官の身分は極めて不安定なものとなります。

また国際人道法、ジュネーブ諸条約では当該自衛官にその行為を行わせた指揮系統上にある上官も訴追の対象となります。例えば邦人救出の場面で「どんな手段を使ってでも邦人を救出しろ」と命じた自衛隊最高指揮官の内閣総理大臣も自衛隊部隊の行動の結果としての違反行為の責任を訴追されるこ

とになります。こんな状況では、進化したPKOへ日本は部隊を派遣することは極めて困難です。

国連は第二次世界大戦のような甚大な災禍を防ぐために創設されたにもかかわらず、ロシアのウクライナ侵攻を止められず、パレスチナとイスラエルの紛争も止めることはできていません。なぜか。それは国連の紛争予防及び解決手段の実行には安全保障理事会の決議が必要であり、しかも常任理事国の全てが決議案に拒否権を発動しないことが必要だからです。



## 他国の指導者は悪人

- 国際紛争の要因・原因
  - 民族、宗教、イデオロギー（主義）、境界問題、経済格差
  - 産業資源（エネルギー、鉱物）、食料、水、環境汚染
- 国家指導者は国益を第一優先
  - 自国の繁栄（利益）を第一に考え、国民もそれを望む。
  - 国際協調の枠組みの下で国益を確保することが基本。
  - 枠組みが機能不全なら、他国の利益を侵害することもある。

→ **他国の指導者は悪人に見える**

ロシアは国連の常任理事国ですから、理事会にどんな決議案が出されようともロシアの国益に適わないと思えば拒否権を行使し、決議を阻止できるので。それならば安全保障理事会の議決方式を改正すればよいと思いませんか。でも、改正には理事会の決議が必要であり、常任理事国の一カ国でも拒否すれば改正できません。つまり常任理事国であるアメリカ、イギリス、フランス、ロシア及び中国が協調しない限り安全保障理事会は機能不全となります。

日本の外交・安全保障政策が国連中心主義を唱えつつも日米同盟を基軸としている理由がここにあると思います。


北方四島はロシアが占領し、中国は尖閣諸島の領有権を主張していますが、相手は常任理事国なので紛争解決を国連に期待するのがどだい無理な話なのです。

ジャーナリストの桜井よし子さんが、だいぶ昔のことですが「他国の指導者は悪人に見える」と言っていたのを記憶しています。

アメリカのトランプ大統領を見れば良く分るので


はないでしょうか。

国家指導者は自国の繁栄や利益を第一に考えて政治や外交を展開し、それを国民も望みます。もちろん国益の追求は国際協調の枠組みの下で確保することが基本ですが、その枠組みが機能不全であるとすれば、他国の利益を侵害するという手段にでることもあります。侵害された国の国民からすれば、相手国の指導者は悪者に見えるでしょう。



## 私たちが為すべきこと

- ▶ 世界に関心向け、人類の戦争・紛争の歴史を振り返り、何故人は争うのかを考えてみる。
- ▶ そして日頃の生活でもYou（相手の立場）で考え、自分よりも皆のことを思い遣るように心がける。
- ▶ 何をすればよいか分からないときは「持続可能な開発目標（SDGs）」など自分たちでできることから実践する。



冒頭でお話したように「一方の利益が他方の損失となる」という状況にいたらない段階で相互に受け入れられる妥協点を見つけなければなりません。

では、私たち一人一人は何ができるのでしょうか。

一つは、無関心にならないこと。つまり世界に関心向け、人類の戦争や紛争の歴史を振り返り、

何故人は争うのかを考えてみることだと思います。



## 私たちが為すべきこと

■ 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標。（その下に、169のターゲット、231の指標が決められている。）

	<b>普遍性</b> 先進国を含め、全ての国が行動
	<b>包摂性</b> 人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」
	<b>参画型</b> 全てのステークホルダーが役割を
	<b>統合性</b> 社会・経済・環境に統合的に取り組む
	<b>透明性</b> 定期的にフォローアップ

次に、日頃の生活でもYou、すなわち相手の立場に立って考え、自分よりも皆のことを思い遣るように心がけること。

そして、何をすれば良いか分からないときは、国連が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）」など自分たちでできることから実践すれば良いのではないのでしょうか。

SDGsの説明は割愛しますが、それぞれの目標は、先にお話した国家間の紛争の要因や原因と関連しています。一人一人の意識と行動の積み重ねが紛争の予防と解決には不可欠であると結論付けて、本日の卓話は終わりたいと思います。

質問があれば宜しくお願いします。



今 回	25,500円
累 計	740,100円



スマイル委員会 副委員長 橋本 政行



出席委員会 委員長 竹内 達也



司会：会場運営委員会 霜鳥 正隆 委員

**次回例会のご案内**

**第1820回 2月27日(木) 12:30点鐘**

● **ビジターゲスト・外部卓話**  
 割烹「若松」会長 清水 勝吉 様  
 テーマ：「料理人人生」

